

## 部会ニュース「6-27」

### ■介護分野の合併・事業譲渡でガイドライン作成、来年度までに

- ・政府の規制改革推進会議は5月31日にまとめた規制の見直しに関する答申に、介護などの分野で円滑な合併や事業譲渡が行えるようにするため手続きの手順や処理期間、合併の事例や効果などを記載したガイドラインを2025年度までに作成することを盛り込んだ。また、手続きに関する自治体ごとのローカルルールの内容を公表する。現場の負担軽減を図る狙いもある。
- ・ガイドラインについては、厚生労働省などが24年度中に検討を始め、事業者や自治体の意見も踏まえて作成・公表する。標準様式・標準添付書類も作り、事業者が全国一律の標準様式などを用いて合併や事業譲渡の手続きを行えるようにするための措置を25年度までに講じる。
- ・また、事業者が合併や事業譲渡を行う場合に手続きの予見性が低く、事務負担が重いとの指摘があることから、厚労省が20年3月に作成した「合併・事業譲渡等マニュアル」を見直し、25年度までに公表する。
- ・介護や保育などの分野での合併や事業譲渡を巡っては、公開情報で知り得る事例も限られているため事業者が現実的な選択肢として検討することが難しいとの指摘がある。また、必要な手続きについて自治体との調整が課題となっているとの意見や、自治体による不適切なルールがある場合には事務負担が重くなるとの指摘もある。そのため、規制改革推進会議は規制の見直しに関する答申で、円滑な合併・事業譲渡を行えるよう環境を整備する方針を示した。
- ・介護関連ではほかに、デジタルやAI（人工知能）などを活用した要介護認定の迅速化なども答申に盛り込んだ。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

規制改革推進に関する答申等（令和6年5月31日）

[https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/p\\_report.html](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/p_report.html)